

電話交換機等賃貸借契約仕様書

1 業務内容

本業務は、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー事務所内で利用している既設電話機の電話機を取り外し、新たに電話交換機等を賃貸借及び保守、設置、設定をする。

2 納入期限及び納入場所

(1) 納入期限：令和4年3月31日。なお、半導体不足による納入の遅れが見込まれる場合は、その旨見積書等に記載すること。

(2) 納入場所：公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー事務所
(高松市サンポート1番1号 高松港旅客ターミナルビル7階)

3 賃貸借契約期間

開通した日以降最初に到来する月初日から起算して72か月（6年）

4 機器仕様

(1) 導入機器数量等

ア 主装置一式	1
イ 18キー標準電話機	10
ウ 停電用電話機	1
エ 主装置－電話機・FAX間配線	必要数
オ 無停電電源装置一式	1

(2) 電話交換機

ア 外線（ひかり電話6Ch、ISDN回線3回線）の収容が可能であること。

イ 内線電話機は12台収容可能であること。

ウ システム監視機能を有し、1日複数回の接続状況監視を既存の回線で実現できること。異常があれば、監視センターからメール又は電話で異常内容が通知できること。

エ 電話機の内線番号等一部の簡易設定変更が既存の回線で可能であること。設定変更は電話連絡で受け付けたうえで、既存回線経由にてリモート接続で設定変更ができること。

オ 内線に着信があった場合、他の内線電話機で応答できる機能を有すること。

カ 通話中回線を保留し、他の内線へ転送できること。

キ 内線の「受話器外し」及び「長時間保留」について、一定時間経過後、警告音を該当内線に送出する機能を有すること。

ク 将来回線や内線の増設があった場合に対応できる機種であること。

ケ 停電対策は4時間以上であること。

※ウ、エの機能の根拠資料については見積合せ参加申請時に提出すること。

(3) 多機能電話機

- ア システムキー：18キー又は同等以上であること。
- イ ディスプレイ：ナンバーディスプレイサービスに対応し、漢字表示可能にすること。
また、発信番号、着信番号及び時刻を表示できること。
- ウ オンフック発信、スピーカ受話による通話ができること。
- エ 着信音量、受話音量、スピーカ音量の調節が可能であること。
- オ 電話帳を搭載し、全多機能電話機共通と多機能電話機ごとに個別登録できること。
- カ 発信履歴表示は内線発信・外線発信の合計で20件以上表示可能であること。
- キ 着信履歴表示は内線着信・外線着信の合計で20件以上表示可能であること。
- ク 特定の内線端末を回線キーに割り付けること（ダイレクトキー）が可能であること。

5 設置、調整等

- (1) 電話回線としてはひかり電話を導入するものとし、番号については既存の電話番号（FAX用番号を含む。）を使用する。
- (2) 本件に係る機器の搬入、設置、調整等すべての作業をおこなうこと。（NTT内の局内工事等の調整も含む。）
- (3) 本件に使用する機器の選定については本仕様書に定めた機能を有し“4. 機器仕様”に示す型式、若しくはそれと同等以上の性能を有する機種を納品すること。また保守体制が確立されており、少なくとも修理日が同日中、又は翌日朝には対応できるメーカーのものを選定すること。なお、保守及び運用上の利便性を考え、使用する機器（電話交換機、多機能電話機）については同一メーカーとすること。
- (4) 設置、調整前に既設電話設備を取り外すものとする。
- (5) 既設配線は撤去し新規に敷設するものとする。ただし施工上やむをえず既設配線を使用する箇所については担当者と協議する。
- (6) 既設配線など、本業務で発生した撤去材及び交換部品などは、担当者が指示した場所に整理整頓して保管し、担当者の指示により適切に処分を行うこと。なお、その際にかかる費用については受注者が負担するものとする。
- (7) 電話交換機本体及び周辺機器の設置場所については、配線等を配慮し担当者と協議して決める。
- (8) 内線番号等は担当者の指示に従うこと。
- (9) 設置後機能試験を行うこと。
- (10) 設置工事日は協議の上決定するが、当財団の業務に支障が発生しない曜日、時間帯に実施すること。

6 工事関係

- (1) 工事区分
 - ア 電話交換機設置工事
 - イ 構内ケーブル敷設工事並びに端子盤取付工事
 - ウ 回線及び内線端末配線工事

エ 内線端末取付工事

オ 既設電話交換機等設備取り外し工事

(2) 総合試験

ア 外線の発信・着信、内線の発信・着信及び通話の保留・転送などの各種サービス機能試験を実施すること。

イ 音声については内線端末間、並びに各種端末の外線通話における音声試験を実施すること。

(3) 運用監視

通信回線の切り替え後、1週間は運用監視を行うこと。

7 機器等の保守

(1) 火災、自然災害に起因する事故、誘導雷による故障、取扱不良による故障、機器内蔵電池の劣化、電磁雑音の故障、虫害故障が起きた際に機器の無償取替え、無償修理を行えること。

(2) 商品納品日の翌月から保守開始とし保守契約期間は7年とする。

※上記(1)に関する保守資料等を見積書等提出時に提出すること。

8 瑕疵担保責任

納入の日から1年以内に、本調達機器に瑕疵のあることが発見されたときは、受注者は担当職員の連絡を受けて、速やかに修理又は代替機の提供等により正常な状態に回復するための措置を講ずること。また、代替機の提供、故障機器の引取等によって生ずる経費は、受注者が負担するものとする。

9 その他

(1) 契約書は、当財団の担当者と協議のうえ受注者が作成すること。

(2) 機器の設置、調整完了後、納品書を提出すること。

(3) 業務完了後、下記の完成図書を提出すること。

ア 機器設置・配線図面（電話機等機器の配線及び配線図）

イ 多機能電話システムキー等の設置内容が分かるもの

ウ 取扱説明書（設置後、操作説明を実施）

(4) 本仕様書に明記されていない細部の事項については、電気通信事業法に定める技術基準、各関連法規に記載されている規格等を適用するものとする。

(5) 本仕様書のとおり、納入されたことの確認をもって検査とする。

(6) 見積書等作成にあたっては、現地の状況・要望を確認の上作成すること。

(7) 見積書等作成にかかる経費（調査費等）は、見積等参加業者が負担すること。

(8) その他、本仕様書に記載のない事項については、別途協議する。

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー